

他市の議会基本条例の構成

資料4

	■伊賀市	■京丹後市	■所沢市	■流山市	■上越市	■四日市市
制定	平成19年2月28日	平成19年12月21日	平成21年2月26日	平成21年3月24日	平成22年11月1日	平成23年3月23日
施行	平成19年2月28日	平成20年4月1日	平成21年3月3日	平成21年4月1日	平成22年11月1日	平成23年5月1日
構 成	前文	前文	前文	前文	前文	前文
	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(定義)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(議会の活動原則) 第3条(議員の活動原則) 第4条(会派)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(議会の役割)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(他の条例との関係)	第1章 総則 第1条(目的)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(本条例の位置付け) 第4条(基本理念) 第5条(基本方針) 第6条(議会の位置付け)
	第2章 議会及び議員の活動原則 第3条(議会の活動原則) 第4条(議員の活動原則) 第5条(会派)		第2章 議会及び議員の活動原則 第3条(議会の活動原則) 第4条(議員の活動原則) 第5条(会派)	第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則 第3条(議会の運営原則) 第4条(議員の活動原則) 第5条(会派) 第6条(代表者会議) 第7条(全員協議会) 第8条(議長の権限と役割)	第2章 議会及び議員の活動原則 第2条(議会の活動原則) 第3条(議員の活動原則) 第4条(議長の責務) 第5条(会派) 第6条(議会改革の推進)	第2章 議員の活動原則 第7条(議員の活動原則) 第8条(会派)
	第3章 市民と議会の関係 第6条(市民参加及び市民との連携) 第7条(議会報告会)	第2章 市民と議会の関係 第5条(市民参加及び市民との連携)	第3章 市民と議会の関係 第6条(市民参加及び市民との連携) 第7条(議会報告会) 第8条(意見提案手続)	第3章 市民と議会の関係 第9条(市民参加及び市民との連携) 第10条(議会報告会)	第3章 市民と議会との関係 第7条(情報の共有及び公開) 第8条(市民参画及び協働) 第9条(議会報告会) 第10条(広報広聴委員会)	第4章 市民との情報共有 第20条(情報共有) 第21条(会議の公開) 第22条(議長の情報発信) 第23条(報告会等)
	第4章 議会と行政の関係 第8条(議員と市長等執行機関の関係) 第9条(議会審議における論点情報の形成) 第10条(予算及び決算における政策説明)	第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 第6条(緊張感の保持) 第7条(市長による政策等の形成過程の説明) 第8条(予算及び決算における政策説明資料の作成) 第9条(地方自治法第96条第2項の議決事件)	第4章 議会と行政との関係 第9条(議員と市長等執行機関の関係) 第10条(閉会中の文書による質問)	第4章 議会と行政の関係 第11条(議会と市長等との関係) 第12条(適正な議会費の確立) 第13条(法第96条第2項の議決事件) 第14条(市長による政策形成過程の説明) 第15条(予算及び決算における説明)	第4章 議会と行政との関係 第11条(市長等との関係) 第12条(政策等の形成過程の説明要求) 第13条(議決事件) 第14条(政策立案及び政策提言)	第3章 議案及び政策の審議及び調整 第9条(通年議会) 第10条(議会の議決事件) 第11条(政策提案の説明要求) 第12条(質問) 第13条(反問権) 第14条(発言の取消し勧告) 第15条(専門的知見の活用) 第16条(文書質問) 第17条(附帯決議) 第18条(採択請願への対応) 第19条(政務調査費)
	第5章 自由討議の保障 第11条(議会の合意形成) 第12条(政策討論会)	第4章 討論の拡大 第10条(討論による合意形成)	第6章 議員間の自由討議 第12条(議員間の自由討議) 第13条(政策討論会)	第5章 自由討議の保障及び拡大 第16条(自由討議の保障及び拡大)		第6章 議員間討議及び政策提案 第27条(議員間討議及び意見集約) 第28条(政策提言等) 第29条(調査機関の設置) 第30条(議会意見の尊重) 第31条(議員研修)
	第6章 委員会の活動 第13条(委員会の活動)	第5章 委員会の活動 第11条(委員会の適切な運営)	第7章 委員会の活動 第14条(委員会の運営) 第15条(議会運営委員会)	第6章 委員会の活動 第17条(委員会の適切な運用)	第5章 議会運営 第15条(議会運営) 第16条(委員会) 第17条(会議における質疑応答) 第18条(政策等の形成)	
	第7章 政務調査費 第14条(政務調査費の執行及び公開)		第8章 政務調査費 第16条(政務調査費)	第7章 政務調査費 第18条(政務調査費の執行及び公開)	第6章 政務調査費 第19条(政務調査費)	
	第8章 議会及び議会事務局の体制整備 第15条(議員研修の充実強化) 第16条(議会事務局の体制整備) 第17条(議会図書室の利用) 第18条(議会広報の充実)	第6章 議会及び議会事務局の体制整備 第12条(議員研修の充実強化) 第13条(議会事務局の体制整備) 第14条(議会図書室の設置、公開) 第15条(議会広報の充実)	第9章 議会及び議会事務局の体制整備 第17条(議員研修の充実強化) 第18条(議会事務局) 第19条(予算の確保) 第20条(議会図書室) 第21条(議会広報の充実) 第22条(専門的知見の活用) 第23条(附属機関の設置)	第8章 議会及び議会事務局の体制整備 第19条(議員研修の充実強化) 第20条(議会事務局の体制整備) 第21条(議会図書室の利用) 第22条(議会広報の充実) 第23条(専門的知見の活用)	第7章 議会の機能強化 第20条(議会の研修) 第21条(附属機関の設置) 第22条(交流及び連携の推進) 第23条(議会事務局の体制整備) 第24条(議会図書室) 第25条(予算の確保)	第8章 議会事務局等の充実 第34条(議会事務局)
	第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第19条(議員の政治倫理) 第20条(議員定数) 第21条(議員報酬)	第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第16条(議員の政治倫理) 第17条(議員定数) 第18条(議員報酬)	第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第24条(議員の政治倫理) 第25条(議員定数) 第26条(議員報酬)	第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第24条(議員の政治倫理) 第25条(議員定数) 第26条(議員報酬)	第8章 政治倫理 第26条(政治倫理)	第7章 政治倫理及び議員報酬 第32条(政治倫理) 第33条(議員報酬)
第10章 最高規範性と見直し手続 第22条(最高規範性) 第23条(見直し手続)	第8章 最高規範性と見直し手続 第19条(最高規範性) 第20条(議会及び議員の責務)	第11章 補則 第27条(見直し手続)	第10章 条例の検証及び見直し手続 第27条(条例の検証及び見直し手続)	第10章 見直し等 第28条(見直し等)	第9章 見直し手続 第35条(議会図書室) 第36条(見直し手続)	